

2016年12月に施行されました 部落差別解消推進法

2016年（平成28年）12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されました。部落差別（同和問題）は過去の話ではありません。今でも様々な場面で部落差別が存在する中、この法律が施行されました。

部落差別（同和問題）は差別される人の問題ではなく、差別するわたしたちの問題です。問題を解決するためには、正しい認識を持ち、自分自身のこととして「差別しない、差別を許さない」という行動が大切です。

部落差別（同和問題）とは

日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活のうえで様々な差別を受けるなどの、わが国固有の重大な人権問題です。

今も存在する部落差別

部落差別（同和問題）は過去の話ではありません。今でも次のような形で現れることがあります。

- 結婚の際、身元調査をされたり、出身地などを理由に差別を受けたりする
- 「あなたの出身地はどこですか」と、採用試験の面接でたずねられる
- インターネットの匿名性により、同和地区を誹謗・中傷する差別的な書き込みをされたり、同和地区の地図や写真などが掲載されたりする

部落差別解消推進法のポイントは裏面をご覧ください。

丸亀市総務部人権課
TEL 0877-24-8811



このような看板を、市役所、各市民総合センター、各地区コミュニティセンターに設置しています。

